

「港湾整備特別会計」



## 1. 港湾整備特別会計（港湾整備勘定）の設置目的、業務内容

### (1) 根拠法

特別会計に関する法律（平成19年法律23号。以下「法」という。）

附則第66号第22号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法（昭和36年法律第25号。以下「旧法」という。）

### (2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

（旧法第一条第一項）

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

### (3) 港湾整備勘定が経理している事業の内容

- ① 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの及び開発保全航路の開発及び保全の事業で、国が施行するもの。（直轄港湾整備事業）
- ② 直轄港湾整備事業に密接な関連のある等の工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの。（港湾整備関係受託工事）
- ③ 港湾施設の建設又は改良の事業、港湾その他の海域における汚泥その他の公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもので、港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金。
- ④ 広域臨海環境整備センター法の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良に係る補助金。
- ⑤ 次のものに係る貸付け
  - a 港湾法第55条の7第1項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良
  - b 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第2条第1項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良
  - c 民間都市開発の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定によるもの
  - d 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第13条第1項によるもの
  - e 都市再生特別措置法第30条第1項の規定による貸付金
- ⑥ 国が施行する海岸事業、災害復旧事業、空港関係工事及び特定港湾施設工

## 事勘定にかかる工事の事務費

(旧法第四条第二項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

- 一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)
- 二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費(国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。)
- 三 港湾整備事業(第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ)で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金
- 三の二 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金
- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金
- 五 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
- 九 第九条の規定による一般会計への繰入金

### (4) 事業の財源等

港湾整備勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ①一般会計等他会計からの繰入金
- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③受託工事に係る委託者からの納付金
- ④貸付金の償還金
- ⑤附属雑収入

(旧法第四条第一項)

港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金、空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)第十一条第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び第八条第一項の規定による特定港湾施設工事勘定からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百八条第四項の規定による負担金で、直轄港湾整備事業に係るもの
- 三 港湾整備関係受託工事に係る納付金

- 四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による貸付金の償還金
- 五 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金
- 六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による貸付金の償還金
- 七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金
- 八 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金

(5) 完成した港湾施設の財産の帰属

- ・「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。
- ・補助金交付や貸付の対象となった港湾施設は、事業者である港湾管理者(地方公共団体)等の財産である。

(6) その他

この会計は、法附則第 66 条第 22 号の規定により本年度限り廃止されたので、この勘定の剰余金は、法附則第 243 条第 1 項の規定により、法附則第 67 条第 1 項第 6 号の規定により設置された港湾整備特別会計（以下「新特別会計」という。）の港湾整備勘定の平成 19 年度の歳入に繰り入れることとし、廃止の際この勘定に所属していた権利義務は、法附則第 243 条第 3 項の規定により新特別会計の港湾整備勘定に帰属させることとした。

## 2. 港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）の設置目的、業務内容

### (1) 根拠法

特別会計に関する法律（平成 19 年法律 23 号。以下「法」という。）

附則第 66 号第 22 号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法（昭和 36 年法律第 25 号。以下「旧法」という。）

### (2) 設置の目的

港湾整備事業で国が施行するものに関する経理を明確にする目的で設置された。

（旧法第一条第一項）

港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

### (3) 特定港湾施設工事勘定が経理している事業の内容

- ① 特定港湾施設整備特別措置法第 2 条に規定する特定港湾施設工事
- ② 企業合理化促進法第 8 条第 4 項の規定に基づき事業者はその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事。（企業合理化関係港湾工事）
- ③ 公害防止事業費事業者負担法第 2 条第 2 項に規定する公害防止事業である港湾工事で国土交通大臣が施行するもの。（公害防止関係港湾工事）
- ④ 港湾法第 43 条の 10 において準用する企業合理化促進法第 8 条第 2 項の規定に基づき事業者はその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事。（企業合理化関係開発保全航路工事）
- ⑤ 上記(1)から(4)の工事に関連して施行する港湾整備事業で国土交通大臣が施行するもの。（特定港湾施設関係受託工事）

（旧法第五条第三項）

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもってその歳出とする。

- 一 特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）
- 二 第八条第一項の規定による港湾整備勘定への繰入金
- 三 第九条の規定による一般会計への繰入金

### (4) 事業の財源等

特定港湾施設工事勘定の経理する事業は、次の収入を財源として行われる。

- ① 一般会計からの繰入金

- ②直轄港湾整備事業に係る港湾管理者からの負担金
- ③直轄港湾整備事業に係る事業者からの負担金
- ④受託工事に係る委託者からの納付金
- ⑤附属雑収入

(旧法第五条第一項)

特定港湾施設工事勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

- 一 第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金
- 二 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で、特定港湾施設工事等に係るもの
- 三 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金

#### (5) 完成した港湾施設の財産の帰属

「港湾整備事業で国が施行する」ものにより整備された完成施設は、公共用財産（国有港湾施設）として、一般会計に帰属する。

#### (6) その他

この会計は、法附則第 66 条第 22 号の規定により本年度限り廃止されたので、この勘定の剰余金は、法附則第 243 条第 1 項の規定により工事別等の区分に従って新特別会計の特定港湾施設工事勘定の平成 19 年度の歳入に繰り入れることとし、廃止の際この勘定に所属していた権利義務は、同条第 3 項の規定により工事別等の区分に応じ新特別会計の特定港湾施設工事勘定に帰属させることとした。

## 歳入歳出決算の概要等

### 港湾整備勘定

収納済歳入額は、	366,988 百万円
支出済歳出額は、	332,600 百万円
歳入歳出差引	34,388 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、特別会計に関する法律（平成19年法律23号。以下「法」という。）附則第66条第22号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法（昭和36年法律第25号。以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、	27,779 百万円
精算還付金財源は、	478 百万円
純剰余金は、	6,131 百万円 である。

### 特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、	7,128 百万円
支出済歳出額は、	5,910 百万円
歳入歳出差引	1,217 百万円の剰余を生ずる。

この剰余金は、法附則第66条第22号の規定による旧法第18条第2項の規定により工事別等の区分により翌年度への歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

なお剰余金のうち繰越財源は、	880 百万円
精算還付金財源は、	5 百万円
純剰余金は、	332 百万円 である。



歳入歳出決算の概要等 (平成18年度決算)

[ 歳 入 ] [ 歳 出 ]

(港湾整備勘定)

一般会計より受入	2,563
空港整備特別会計より受入	11
港湾管理者工事費負担金収入	648
受託工事納付金収入	70
特定港湾施設工事勘定より受入	7
償還金収入	101
前年度剰余金受入	236
雑収入	30
歳入合計	3,669

(港湾整備勘定)

港湾事業費 (全体)	2,967
埠頭整備等資金貸付金	22
受託工事費	71
産業投資特別会計へ繰入	52
都市再生プロジェクト事業推進費	8
港湾事業等工事諸費	204
予備費	—
歳出合計	3,326

港湾整備勘定

(特定港湾施設工事勘定)

一般会計より受入	19
港湾管理者工事費負担金収入	12
受益者工事費負担金収入	35
前年度剰余金受入	4
雑収入	0
歳入合計	71

(特定港湾施設工事勘定)

エネルギー港湾施設工事費	39
鉄鋼港湾施設工事費	12
工事諸費港湾整備勘定へ繰入	7
予備費	—
歳出合計	59

特定港湾施設工事勘定

注：単位未満切り捨てのため、合計額と一致しないことがある。

【港湾整備勘定】

所管会計名		組織	歳入		歳出	
			科目	金額	科目	金額
			一般会計より受入	256,335	港湾事業費	216,538
国土交通省					a	158,484
一般会計	国土交通省本省		港湾事業費	176,060	n	38,926
			海岸事業工事諸費	754	r	4,575
			港湾災害復旧事業工事諸費	57	s	285
			北海道港湾事業費	23,914	v	14,040
			離島振興事業費	28,441	w	225
						北海道港湾事業費
			社会資本整備事業調整費	270	d	30,729
			景観形成事業推進費	80	o	23,890
			都市再生プロジェクト事業推進費	801	v	6,544
						293
			災害対策等緊急事業推進費	45		離島港湾事業費
					e	23,501
					p	23,186
					v	32
						282
内閣府	内閣本府		沖繩開発事業費	25,284	j	24,868
一般会計			沖繩北部特別振興対策特定開発事業推進費	624	q	19,030
					v	529
						5,308
国土交通省			空港整備特別会計より受入	1,145		埠頭整備等資金貸付金
空港整備特別会計					a	2,213
					v	1,901
			特定港湾施設工事勘定より受入	753		312
						受託工事費
			港湾管理者工事費負担金収入		u	7,111
			内地	56,359	v	6,241
			北海道	7,000		870
			離島	638		港湾事業等工事諸費
			沖繩	876	a	20,439
					b	11,530
					c	748
					e	31
					l	241
			償還金収入		m	1,106
			埠頭整備資金等貸付金償還金	4,630	n	743
			港湾開発資金貸付金償還金	285	p	4,793
			収益回収公共事業資金償還金収入	5,216	u	338
					v	391
						515
			受託工事納付金収入	7,053	t	5,216
						産業投資特別会計へ繰入
			前年度剰余金受入	23,674		
						都市再生プロジェクト事業推進費
			雑収入	3,016	h	845
					n	776
						69
					i	38
						災害対策等緊急事業推進費
						社会資本整備事業事業調整費
					f	428
					n	270
						158
					g	80
						景観形成事業推進費
						沖繩北部特別振興対策特定開発事業推進費
					k	588
					n	399
						188
			合計	366,988	合計	332,600

歳入記号 (a, b, c...) は歳出記号 (a, b, c...) に対応する

平成18年度 他会計・他勘定間の財政資金の流れ

【特定港湾施設工事勘定】

(単位:百万円)

所管会計名	組 織	歳入		歳出	
		科 目	金 額	科 目	金 額
国土交通省 一般会計	国土交通省本省	一般会計より受入	1,974	エネルギー港湾施設 工事費	3,900
		港湾事業費	a 1,974	a	1,066
		港湾管理者工事費負担金収入	b 1,219	b	676
		受益者工事費負担金収入	c 3,522	c	2,026
		前年度剰余金受入	d 407	d	129
		雑収入	e 4	鉄鋼港湾施設工事費	1,256
				a	392
				b	219
		c	509		
		d	135		
		e	753		
			a	214	
			b	137	
			c	401	
		合 計	7,128	合 計	5,910

歳入記号(a, b, c...)は歳出記号(a, b, c...)に対応する

定員について(平成18年度末)

	人数計(人)
港湾整備特別会計	2,037
本 省	19
施設等機関	19
地方支分部局	2,018
地方整備局	2,018
外 局	0

(注)平成18年度予算定員である。



「港湾整備特別会計（港湾整備勘定） 平成18年度財務書類」



# 貸借対照表

港湾整備特別会計（港湾整備勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 平成18年3月31日		本会計年度 平成19年3月31日	
<資産の部>				
現金・預金	23,700	34,442	未払金	7,441
たな卸資産	18,774	28,085	保管金等	25
未収金	3,959	3,106	前受金	870
前払費用	2	3	賞与引当金	1,094
貸付金	78,468	70,548	他会計繰戻未済金	16,466
貸倒引当金	△ 1	△ 1	退職給付引当金	35,243
有形固定資産	230,037	190,215		
国有財産 （公共用財産を除く）	108,588	111,539		
土地	46,608	48,963		
立木竹	33	35	負債合計	61,142
建物	15,129	14,940	<資産・負債差額の部>	
工作物	27,965	30,224	資産・負債差額	296,753
船舶	18,851	17,375		279,105
公共用財産	117,477	69,998		
建設仮勘定	117,477	69,998		
物品	3,971	8,677		
無形固定資産	2,404	2,267		
出資金	549	469		
資産合計	357,895	329,138	負債及び資産・ 負債差額合計	357,895
				329,138

# 業務費用計算書

港湾整備特別会計（港湾整備勘定）

（単位：百万円）

	前 会 計 年 度 自 平 成 17 年 4 月 1 日 至 平 成 18 年 3 月 31 日	本 会 計 年 度 自 平 成 18 年 4 月 1 日 至 平 成 19 年 3 月 31 日
人件費	15,177	14,583
賞与引当金繰入額	1,094	1,041
退職給付引当金繰入額	1,961	2,298
受託事業費	7,493	7,111
補助金等	92,975	77,769
一般会計へ繰入	46	45
庁費等	5,024	3,476
その他の経費	1,351	1,481
減価償却費	9,787	9,699
貸倒引当金繰入額	△ 0	△ 0
資産処分損益	4,370	1,182
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>139,280</b>	<b>118,689</b>



# 資産・負債差額増減計算書

港湾整備特別会計（港湾整備勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	本会計年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	168,095	296,753
II 本年度業務費用合計	△ 139,280	△ 118,689
III 財源	370,902	332,300
1 自己収入	74,588	74,065
港湾管理者工事費負担金収入	65,861	64,874
受託工事納付金収入	6,945	6,617
その他の財源	1,781	2,573
2 他会計（勘定）からの受入	296,314	258,234
一般会計からの受入	294,186	256,335
空港整備特別会計からの受入	1,233	1,145
特定港湾施設工事勘定からの受入	893	753
IV 無償所管換等	△ 100,729	△ 231,194
V 資産評価差額	△ 2,234	△ 64
VI 本年度末資産・負債差額	296,753	279,105

## 区分別収支計算書

港湾整備特別会計（港湾整備勘定）

（単位：百万円）

	前 会 計 年 度 自 17 年 4 月 1 日 至 18 年 3 月 31 日	本 会 計 年 度 自 18 年 4 月 1 日 至 19 年 3 月 31 日
<b>I. 業務収支</b>		
<b>1 財源</b>		
港湾管理者工事費負担金収入	65,861	64,874
受託工事納付金収入	8,412	7,053
資産売払収入	481	509
貸付金の回収による収入	11,414	10,133
その他の収入	1,406	2,507
一般会計からの受入	294,186	256,335
空港整備特別会計からの受入	1,233	1,145
特定港湾施設工事勘定からの受入	893	753
前年度剰余金受入	16,612	23,674
<b>財源合計</b>	<b>400,502</b>	<b>366,988</b>
<b>2 業務支出</b>		
<b>(1) 業務支出（施設整備支出を除く）</b>		
人件費	△ 19,553	△ 18,901
受託事業費支出	△ 7,493	△ 7,111
補助金等	△ 94,409	△ 82,248
一般会計への繰入	△ 46	△ 45
産業投資特別会計への繰入	△ 33,057	△ 5,216
貸付けによる支出	△ 2,004	△ 2,213
庁費等の支出	△ 6,322	△ 6,673
その他の支出	△ 477	△ 501
<b>業務支出（施設整備支出を除く）合計</b>	<b>△ 163,365</b>	<b>△ 122,913</b>
<b>(2) 施設整備支出</b>		
港湾施設整備支出	△ 112,511	△ 201,230
土地に係る支出	△ 2,923	△ 312
建物等に係る支出	△ 98,028	△ 8,143
<b>施設整備支出合計</b>	<b>△ 213,462</b>	<b>△ 209,686</b>
<b>業務支出合計</b>	<b>△ 376,828</b>	<b>△ 332,600</b>
<b>業務収支</b>	<b>23,674</b>	<b>34,388</b>
<b>本年度収支</b>	<b>23,674</b>	<b>34,388</b>
<b>翌年度歳入繰入</b>	<b>23,674</b>	<b>34,388</b>
その他歳計外現金・預金本年度末残高	25	54
<b>本年度末現金・預金</b>	<b>23,700</b>	<b>34,442</b>

## 1. 重要な会計方針

## (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

## (2) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (3) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (4) 引当金の計上基準及び算定方法

## ① 貸倒引当金

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

## ② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

・ 期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

・ 勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

## ③ 退職給付引当金

## 1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

(基本額) 勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

(調整額) 国家公務員退職手当法第6条の4の定められた区分毎人数×想定される調整月額単価×60ヶ月

## 2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

### 3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

- (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

- 「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」(平成16年6月17日 財政制度等審議会)の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が64百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が64百万円減少している。

## 3. 偶発債務

(単位：百万円)

名称等 (訴訟名)	金額	事件番号	概要 (簡単な説明等)
漁業補償金等請求事件	—	千葉地裁平成17年 (行ウ)第31号	漁業補償金及び工事差し止めを請求したもの 第一審係争中
債務不存在確認(本訴) 損害賠償(反訴)請求 控訴事件	—	福岡高裁平成18年 (ネ)第296号	当局施工の岸壁工事について、 第二審係争中

## 4. 翌年度以降支出予定額

- (1) 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、30,740百万円である。

- (2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、76,492百万円である。

## 5. 追加情報等

### (1) 出納整理期間

- ・ 予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されている。このため、出納整理期間中の現金の支払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

### (2) 業務費用計算書における収益の計上

- ・ 「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入益（貸倒引当金減少額）0百万円が計上されている。

### (3) 各財務書類における表示科目の内容等

#### ① 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・ 「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・ 「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・ 「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権等を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・ 「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・ 「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・ 「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・ 「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・ 「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・ 「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・ 「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・ 「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・ 「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・ 「他会計繰戻未済金」には、旧法に基づく産業投資特別会計からの繰入金で繰戻すことが規定されている額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

- ・ 「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債の差額を計上している。
- ② 業務費用計算書における表示科目
- ・ 「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
  - ・ 「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
  - ・ 「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
  - ・ 「受託事業費」には、地方公共団体等から受託した港湾工事費を計上している。
  - ・ 「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
  - ・ 「一般会計へ繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条に定める繰入額を計上している。
  - ・ 「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
  - ・ 「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
  - ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
  - ・ 「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
  - ・ 「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目
- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
  - ・ 「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
  - ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
  - ・ 「その他の財源」には、雑収入を計上している。
  - ・ 「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「無償所管換等」には、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じ

た資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。

- ・ 「資産評価差額」には、出資金の台帳価額の価格改定に係る評価差額を計上している。
  - ・ 「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ④ 区分別収支計算書における表示科目
- ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
  - ・ 「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
  - ・ 「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
  - ・ 「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
  - ・ 「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「産業投資特別会計からの受入」には、港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第5項の規定による受入額を計上している。
  - ・ 「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「特定港湾施設工事勘定からの受入」には、特定港湾施設工事等の施行のための必要な人件費及び事務の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
  - ・ 「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
  - ・ 「受託事業費支出」には、地方公共団体等から受託した港湾工事費の支出額を計上している。
  - ・ 「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
  - ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からの一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
  - ・ 「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
  - ・ 「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
  - ・ 「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。

- ・ 「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・ 「港湾施設整備支出」には、国が施行する港湾事業の施設整備に要した額を計上している。
- ・ 「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・ 「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・ 「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(4) その他

① その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・ 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
- ・ 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

② 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・ 港湾施設整備費の調整方法の見直しを行った結果、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

公共用財産（建設仮勘定）が117,477百万円増加し、資産・負債差額が同額増加しており、資産合計、資産・負債合計もともに同額増加している。

業務費用計算書

庁費等が1,562百万円増加し、受託事業費が7,493百万円増加し、本年度業務費用合計が119,746百万円減少している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が119,746百万円減少し、無償所管換等が2,269百万円増加し、本年度末資産・負債差額が117,477百万円増加している。

区分別収支計算書

業務支出（施設整備支出を除く）が112,511百万円減少し、同額の施設整備支出が増加している。

- ・ 人件費と退職給付引当金繰入額について、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

業務費用計算書

人件費が1,592百万円減少し、同額の退職給付引当金が増加している。

- ・ 電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前年度において、以下の修正を行っている。



### 貸借対照表

無形固定資産が 42 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

### 資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が 42 百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ③ 港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公共用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,687,565	123,106	12	133,354	4,677,305
用地	246,349	5,128	152	0	251,325
公共用財産	4,933,914	128,234	164	133,354	4,928,630

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

# 附属明細書

## 1. 貸借対照表項目に関する明細

### (1) 資産項目の明細

#### ① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	34,388	決算剰余金・契約保証金
保管金等	54	歳入歳出外現金出納
合計	34,442	

#### ② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	18,711	26,439	17,118	-	28,032
修理用部品	62	18	27	-	53
合計	18,774	26,457	17,146	-	28,085

#### ③ 未収金の明細

(単位：百万円)

種類	相手先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体	3,026
その他未収金	民間事業者等	80
合計		3,106

#### ④ 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由
港湾管理者等	12,192	362	957	11,596	埠頭整備等資金貸付等
公益法人	56,085	812	5,773	51,125	埠頭整備等資金貸付等
民間事業者	10,190	1,039	3,402	7,826	港湾事業資金貸付等
合計	78,468	2,213	10,133	70,548	

#### ⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	未収金の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金							
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	-
履行期限到来等債権	1	0	2	1	△ 0	1	担保や保証による回収見込額を控除した額の50%を引当てている。
上記以外の債権	3,958	△ 853	3,104	-	-	-	貸倒実績率に基づき、0%を引当てている。
合計	3,959	△ 852	3,106	1	△ 0	1	-

#### ⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	2,204	888	258	-	-	2,834
立木竹	0	0	0	-	-	0
建物	168	77	106	5	-	133
工作物	132	110	113	2	-	127
船舶	-	142	-	-	-	142
小計	2,505	1,218	478	8	-	3,237
行政財産						
土地	44,404	3,154	1,430	-	-	46,129
立木竹	32	3	0	-	-	35
建物	14,960	1,090	115	1,128	-	14,806
工作物	27,833	6,177	214	3,698	-	30,097
船舶	18,851	1,110	234	2,494	-	17,233
小計	106,082	11,535	1,994	7,321	-	108,301
国有財産合計	108,588	12,753	2,473	7,329	-	111,539
公共用財産						
建設仮勘定	117,477	190,319	237,797	-	-	69,998
小計	117,477	190,319	237,797	-	-	69,998
物品	3,971	6,747	544	1,496	-	8,677
小計	3,971	6,747	544	1,496	-	8,677
有形固定資産合計	230,037	209,820	240,815	8,826	-	190,215
無形固定資産						
電話加入権	58	7	2	-	-	63
ソフトウェア	2,346	731	-	873	-	2,203
無形固定資産合計	2,404	739	2	873	-	2,267
有形固定資産・無形固定資産合計	232,441	210,559	240,818	9,699	-	192,482

⑦ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価額	本年度末残高
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	-	-	-	△ 62	-	430
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	-	-	57	-	-	-
独立行政法人 土木研究所 (一般勘定)	-	-	41	-	△ 2	-	39
合計	549	-	41	57	△ 64	-	469

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による算出額 (G=C×F)	貸借対照表 計上額 (国有財産 台帳価格)	使用 財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	13,977	1,693	12,283	14,052	492	3.50%	430	430	法定財務諸表
独立行政法人 土木研究所 (一般勘定)	32,749	2,754	29,995	31,681	41	0.13%	39	39	法定財務諸表
合計	46,727	4,447	42,279	45,734	533		469	469	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
補助率差額	地方公共団体 (港湾管理者)	2,914
児童手当	職員	11
遺族補償年金		8
未払消費税		18
合計		2,952

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	16,559	1,619	1,752	16,692
整理資源に係る引当金	17,956	1,533	395	16,818
遺族補償年金に係る引当金	727	41	150	836
合計	35,243	3,194	2,298	34,347

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

内 容		相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
項 目					
港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	30,893	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾公害防止対策事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	662	港湾管理者が施行する港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除等公害防止工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	3,992	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
	廃棄物処理施設整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	9,443	港湾管理者等が施行する港湾における廃棄物処理施設に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾事業調査費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	102	港湾管理者が策定する港湾計画に必要な調査費の一部を補助するため	無
	後進地域特例法適用団体補助率差額	地方公共団体 (港湾管理者)	941	「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づき、平成18年度において適用団体等が施行した開発指定事業等に対する補助率引上差額を補助するため	無
北海道港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	691	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾公害防止対策事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	89	港湾管理者が施行する港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除等公害防止工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	114	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
離島港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	20,639	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	350	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
沖縄港湾事業費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	6,930	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	1,515	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	578	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	9	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
都市再生プロジェクト事業推進費	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	49	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
	廃棄物処理施設整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	616	港湾管理者等が施行する港湾における廃棄物処理施設に必要な事業費の一部を補助するため	無
社会資本整備事業調整費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	28	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
景観形成事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	35	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
	港湾環境整備事業費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	45	港湾管理者等が施行する港湾における環境整備事業に必要な事業費の一部を補助するため	無
災害対策等緊急事業推進費	港湾改修費補助	地方公共団体 (港湾管理者)	38	港湾管理者が施行する水域施設、外郭施設、係留施設等の建設及び改良工事に必要な事業費の一部を補助するため	無
合 計			77,769		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑入	2,573
合	計	2,573

(2) 財産の無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換 (渡)	国(一般会計)	△ 237,371	一般会計への所管換		
その他		6,177	土地・建物・工作物・船舶	交換・誤謬の訂正、報告漏れ、新規の登録	
合	計	△ 231,194			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
出資金				
(市場価格のないもの)	-	△ 64	△ 64	価格改定
合	計	△ 64	△ 64	

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑入	2,507
合	計	2,507

(2) その他歳計外現金・預金の明細

(単位：百万円)

	金額
前年度末残高	25
本年度受入	54
本年度払出	25
本年度末残高	54

## 参考情報

### 機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。

なお算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっております。

11,249百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高） $\times$ 1.650%＝185百万円

「港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定） 平成18年度財務書類」





# 貸借対照表

港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 平成18年3月31日	本会計年度 平成19年3月31日		前会計年度 平成18年3月31日	本会計年度 平成19年3月31日
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	407	1,217			
たな卸資産	5,162	1,489			
未収金	198	198			
前払費用	0	0			
有形固定資産	772	696			
国有財産 （公共用財産を除く）	272	212	負債合計	-	-
建物	139	103	<資産・負債差額の部>		
工作物	125	97	資産・負債差額	6,541	3,602
船舶	7	11			
公共用財産	498	453			
建設仮勘定	498	453			
物品	1	29			
無形固定資産	0	0			
資産合計	6,541	3,602	負債及び資産・負債差額 合計	6,541	3,602

# 業務費用計算書

港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）

（単位：百万円）

	前 会 計 年 度	本 会 計 年 度
	自 平成 17 年 4 月 1 日	自 平成 18 年 4 月 1 日
	至 平成 18 年 3 月 31 日	至 平成 19 年 3 月 31 日
港湾整備勘定への繰入	893	753
庁費等	40	11
減価償却費	13	31
資産処分損益	27	58
本年度業務費用合計	974	854

## 資産・負債差額増減計算書

港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	本会計年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	5,393	6,541
II 本年度業務費用合計	△ 974	△ 854
III 財源	8,104	6,720
1 自己収入	5,633	4,745
港湾管理者工事費負担金収入	1,498	1,219
受益者工事費負担金収入	4,122	3,522
その他の財源	12	4
2 他会計（勘定）からの受入	2,471	1,974
一般会計からの受入	2,471	1,974
IV 無償所管換等	△ 6,207	△ 8,803
V 資産評価差額	224	-
VI 本年度末資産・負債差額	6,541	3,602

## 区分別収支計算書

港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）

（単位：百万円）

	前 会 計 年 度 自 17 年 4 月 1 日 至 18 年 3 月 31 日	本 会 計 年 度 自 18 年 4 月 1 日 至 19 年 3 月 31 日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	1,498	1,219
受益者工事費負担金収入	4,122	3,522
その他の収入	12	4
一般会計からの受入	2,471	1,974
前年度剰余金受入	293	407
財源合計	8,397	7,128
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
港湾整備勘定への繰入	△ 893	△ 753
庁費等の支出	△ 45	△ 13
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 939	△ 767
(2) 施設整備支出		
港湾施設整備支出	△ 7,048	△ 5,121
建物等に係る支出	△ 1	△ 21
施設整備支出合計	△ 7,050	△ 5,143
業務支出合計	△ 7,989	△ 5,910
業務収支	407	1,217
本年度収支	407	1,217
翌年度歳入繰入	407	1,217
本年度末現金・預金	407	1,217

## 1. 重要な会計方針

## (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

## (2) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (3) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (4) 引当金の計上基準及び算定方法

貸倒引当金

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

## (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 翌年度以降支出予定額

## (1) 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、1,014百万円である。

## (2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、2,215百万円である。

## 3. 追加情報等

## (1) 出納整理期間

- ・ 予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されている。このため、出納整理期間中の現金の支払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・ 「現金・預金」には、当該年度の剰余金を計上している。
- ・ 「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・ 「未収金」には、雑収入に係る損害賠償金債権を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・ 「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・ 「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・ 「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・ 「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

② 業務費用計算書における表示科目

- ・ 「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に当てるための繰入額を計上している。
- ・ 「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・ 「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・ 「無償所管換等」には、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区分別収支計算書における表示科目

- ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
- ・ 「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入額を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
- ・ 「港湾整備勘定への繰入」には、特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源に充てられる支出額を計上している。
- ・ 「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・ 「港湾施設整備支出」には、国が施行する港湾事業の施設整備に要した額を計上している。
- ・ 「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

(3) その他

① その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・ 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
- ・ 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表している。

② 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・ 港湾施設整備費の調整方法の見直しを行った結果、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

公共用財産（建設仮勘定）が498百万円増加し、資産・負債差額が同額増加しており、資産合計、資産・負債合計もともに同額増加している。

業務費用計算書

本年度業務費用合計が6,705百万円減少している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が6,705百万円減少し、無償所管換等が6,207百万円増加し、本年度末資産・負債差額が498百万円増加している。

区分別収支計算書

業務支出（施設整備支出を除く）が7,050百万円減少し、同額の施設整備支出が増加している。

- ・ 電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前年度

において、以下の修正を行っている。

貸借対照表

無形固定資産が0百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が0百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ③ 港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公共用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,687,565	123,106	12	133,354	4,677,305
用地	246,349	5,128	152	0	251,325
公共用財産	4,933,914	128,234	164	133,354	4,928,630

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。



# 附属明細書

## 1. 貸借対照表項目に関する明細

### (1) 資産項目の明細

#### ① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	1,217	
合 計	1,217	

#### ② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	5,162	436	4,108	-	1,489
合 計	5,162	436	4,108	-	1,489

#### ③ 未収金の明細

(単位：百万円)

種類	相手先	本年度末残高
その他未収金	民間事業者等	198
合 計		198

#### ④ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	未収金の残高			貸倒引当金の残高			適要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金							
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	-
履行期限到来等債権	-	-	-	-	-	-	担保や保証による回収見込額を控除した額の50%を引当てている。
上記以外の債権	198	-	198	-	-	-	貸倒実績率に基づき、0%を引当てている。
合 計	198	-	198	-	-	-	

#### ⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
建物	139	0	27	8	-	103
工作物	125	16	29	15	-	97
船舶	7	4	-	1	-	11
小計	272	21	56	24	-	212
国有財産合計	272	21	56	24	-	212
公共用財産						
建設仮勘定	498	8,793	8,837	-	-	453
小計	498	8,793	8,837	-	-	453
物品	1	36	1	6	-	29
小計	1	36	1	6	-	29
有形固定資産合計	772	8,851	8,896	31	-	696
無形固定資産						
電話加入権	0	-	-	-	-	0
ソフトウェア	-	0	-	-	-	0
無形固定資産合計	0	0	-	-	-	0
有形固定資産・ 無形固定資産合計	772	8,852	8,896	31	-	696

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑入	4
合	計	4

(2) 財産の無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換 (渡)	国(一般会計)	△ 8,837	一般会計への所 管換		
その他		34	土地・建物・工 作物・船舶	交換・誤謬の訂正、報告漏れ、新 規の登録	
合	計	△ 8,803			

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑入	4
合	計	4

「港湾整備特別会計：平成18年度勘定合算財務書類」



# 合 算 貸 借 対 照 表

港湾整備特別会計

(単位:百万円)

	前 会 計 年 度 本 会 計 年 度		前 会 計 年 度 本 会 計 年 度		
	平成18年3月31日	平成19年3月31日	平成18年3月31日	平成19年3月31日	
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	24,108	35,660	未払金	7,441	2,952
たな卸資産	23,936	29,575	保管金等	25	54
未収金	4,157	3,304	前受金	870	388
前払費用	2	3	賞与引当金	1,094	1,041
貸付金	78,468	70,548	他会計繰戻未済金	16,466	11,249
貸倒引当金	△ 1	△ 1	退職給付引当金	35,243	34,347
有形固定資産	230,809	190,911			
国有財産 (公共用財産を除く)	108,861	111,751			
土地	46,608	48,963			
立木竹	33	35	負債合計	61,142	50,032
建物	15,268	15,044	<資産・負債差額の部>		
工作物	28,090	30,322	資産・負債差額	303,294	282,708
船舶	18,859	17,386			
公共用財産	117,975	70,452			
建設仮勘定	117,975	70,452			
物品	3,973	8,707			
無形固定資産	2,404	2,267			
出資金	549	469			
資産合計	364,436	332,740	負債及び資産・ 負債差額合計	364,436	332,740

# 合算業務費用計算書

港湾整備特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	本会計年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
人件費	15,177	14,583
賞与引当金繰入額	1,094	1,041
退職給付引当金繰入額	1,961	2,298
受託事業費	7,493	7,111
補助金等	92,975	77,769
一般会計へ繰入	46	45
庁費等	5,064	3,487
その他の経費	1,351	1,481
減価償却費	9,800	9,731
貸倒引当金繰入額	△ 0	△ 0
資産処分損益	4,397	1,240
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>139,361</b>	<b>118,790</b>

## 合算資産・負債差額増減計算書

港湾整備特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	本会計年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	173,489	303,294
II 本年度業務費用合計	△ 139,361	△ 118,790
III 財源	378,113	338,266
1 自己収入	80,222	78,811
港湾管理者工事費負担金収入	67,359	66,093
受益者工事費負担金収入	4,122	3,522
受託工事納付金収入	6,945	6,617
その他の財源	1,794	2,577
2 他会計(勘定)からの受入	297,891	259,455
一般会計からの受入	296,658	258,309
空港整備特別会計からの受入	1,233	1,145
IV 無償所管換等	△ 106,936	△ 239,997
V 資産評価差額	△ 2,010	△ 64
VI 本年度末資産・負債差額	303,294	282,708

# 合算区分別収支計算書

港湾整備特別会計

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 17 年 4 月 1 日 至 18 年 3 月 31 日	本 会 計 年 度 自 18 年 4 月 1 日 至 19 年 3 月 31 日
I. 業務収支		
1 財源		
港湾管理者工事費負担金収入	67,359	66,093
受益者工事費負担金収入	4,122	3,522
受託工事納付金収入	8,412	7,053
資産売却収入	481	509
貸付金の回収による収入	11,414	10,133
その他の収入	1,419	2,511
一般会計からの受入	296,658	258,309
空港整備特別会計からの受入	1,233	1,145
前年度剰余金受入	16,905	24,082
財源合計	408,007	373,362
2 業務支出		
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)		
人件費	△ 19,553	△ 18,901
受託事業費支出	△ 7,493	△ 7,111
補助金等	△ 94,409	△ 82,248
一般会計への繰入	△ 46	△ 45
産業投資特別会計への繰入	△ 33,057	△ 5,216
貸付けによる支出	△ 2,004	△ 2,213
庁費等の支出	△ 6,368	△ 6,687
その他の支出	△ 477	△ 501
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 163,411	△ 122,926
(2) 施設整備支出		
港湾施設整備支出	△ 119,559	△ 206,352
土地に係る支出	△ 2,923	△ 312
建物等に係る支出	△ 98,030	△ 8,165
施設整備支出合計	△ 220,513	△ 214,829
業務支出合計	△ 383,924	△ 337,756
業務収支	24,082	35,606
本年度収支	24,082	35,606
翌年度歳入繰入	24,082	35,606
その他歳計外現金・預金本年度末残高	25	54
本年度末現金・預金	24,108	35,660



## 1. 重要な会計方針

## (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

## (2) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法により計算している。

ただし、物品については定額法により計算している。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (3) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存割合については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき計算している。

## (4) 引当金の計上基準及び算定方法

## ① 貸倒引当金

個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

## ② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

・ 期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

・ 勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×4/6

## ③ 退職給付引当金

## 1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

(基本額) 勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

(調整額) 国家公務員退職手当法第6条の4の定められた区分毎人数×想定される調整月額単価×60ヶ月

## 2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

### 3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

### ・ 「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」(平成16年6月17日 財政制度等審議会)の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が64百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が64百万円減少している。

## 3. 偶発債務

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
漁業補償金等請求事件	—	千葉地裁平成17年 (行ウ)第31号	漁業補償金及び工事差し止めを請求したもの 第一審係争中
債務不存在確認(本訴) 損害賠償(反訴)請求 控訴事件	—	福岡高裁平成18年 (ネ)第296号	当局施工の岸壁工事について、 第二審係争中

## 4. 翌年度以降支出予定額

### (1) 歳出予算の繰越

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額は、31,754百万円である。

### (2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額は、78,707百万円である。

#### 4. 追加情報等

##### (1) 出納整理期間

- ・ 予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されている。このため、出納整理期間中の現金の支払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

##### (2) 業務費用計算書における収益の計上

- ・ 「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入益（貸倒引当金減少額）494,614百万円が計上されている。

##### (3) 各財務書類における表示科目の内容等

###### ① 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・ 「現金・預金」には、当該年度の剰余金、歳入歳出外現金を計上している。
- ・ 「たな卸資産」には、工事材料品、修理用部品等の製品及び半製品を計上している。
- ・ 「未収金」には、雑収入に係る債権、受託工事納付金債権等を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険に係る未経過保険料を計上している。
- ・ 「貸付金」には、埠頭公社等に対する埠頭整備等資金貸付金等を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・ 「土地」には、主に港湾事務所等に係るものを計上している。
- ・ 「立木竹」には、港湾事務所等に係る立木竹を計上している。
- ・ 「建物」には、港湾事務所等を計上している。
- ・ 「工作物」には、港湾事務所等に係る工作物（門扉等）を計上している。
- ・ 「船舶」には、監督測量船等を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価額が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権、ソフトウェアを計上している。
- ・ 「出資金」には、独立行政法人に対する出資を計上している。
- ・ 「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額、児童手当・国家公務員災害補償費の未払額、未払消費税を計上している。
- ・ 「保管金等」には、会計年度末にかかる契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・ 「前受金」には、受託工事納付金収納済みを計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・ 「他会計繰戻未済金」には、旧法に基づく産業投資特別会計からの繰入金で繰戻すことが規定されている額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

- ・ 「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。
- ② 業務費用計算書における表示科目
- ・ 「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る額を計上している。
  - ・ 「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
  - ・ 「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
  - ・ 「受託事業費」には、地方公共団体等から受託した港湾工事費を計上している。
  - ・ 「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
  - ・ 「一般会計へ繰入」には、北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入額及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条に定める繰入額を計上している。
  - ・ 「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない額を計上している。
  - ・ 「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
  - ・ 「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産、物品に係る減価償却費を計上している。
  - ・ 「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
  - ・ 「資産処分損益」には、固定資産の処分より発生した損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目
- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
  - ・ 「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
  - ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
  - ・ 「その他の財源」には、雑収入を計上している。
  - ・ 「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事

務費の財源に充てるための受入額を計上している。

- ・ 「無償所管換等」には、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
  - ・ 「資産評価差額」には、出資金の台帳価額の価格改定に係る評価差額を計上している。
  - ・ 「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ④ 区分別収支計算書における表示科目
- ・ 「港湾管理者工事費負担金収入」には、港湾管理者からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受益者工事費負担金収入」には、受益者（電力会社）からの負担金収入額を計上している。
  - ・ 「受託工事納付金収入」には、受託工事による納付金収入額を計上している。
  - ・ 「資産売払収入」には、固定資産の売払に伴う収入額を計上している。
  - ・ 「貸付金の回収による収入」には、貸付金の回収による収入額を計上している。
  - ・ 「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
  - ・ 「一般会計からの受入」には、港湾整備事業に要する経費に充てるための受入額、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費、港湾整備事業に要する経費及び国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「空港整備特別会計からの受入」には、国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入額を計上している。
  - ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度からの剰余金の受入額を計上している。
  - ・ 「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済年金負担金等に係る支出額を計上している。
  - ・ 「受託事業費支出」には、地方公共団体等から受託した港湾工事費の支出額を計上している。
  - ・ 「補助金等」には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項で規定する補助金等を計上している。
  - ・ 「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源にあてるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1項に定める繰入額を計上している。
  - ・ 「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第21項の規定による繰入額を計上している。
  - ・ 「貸付による支出」には、港湾管理者等への貸付に係る支出額を計上している。
  - ・ 「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。

- ・ 「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・ 「港湾施設整備支出」には、国が施行する港湾事業の施設整備に要した額を計上している。
- ・ 「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・ 「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・ 「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(4) その他

① その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・ 金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
- ・ 100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

② 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・ 港湾施設整備費の調整方法の見直しを行った結果、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

公共用財産（建設仮勘定）が117,975百万円増加し、資産・負債差額が同額増加しており、資産合計、資産・負債合計もともに同額増加している。

業務費用計算書

庁費等が1,562百万円増加し、受託事業費が7,493百万円増加し、本年度業務費用合計が126,452百万円減少している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が126,452百万円減少し、無償所管換等が8,476百万円増加し、本年度末資産・負債差額が117,975百万円増加している。

区分別収支計算書

業務支出（施設整備支出を除く）が119,561百万円減少し、同額の施設整備支出が増加している。

- ・ 人件費と退職給付引当金繰入額について、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

業務費用計算書

人件費が1,592百万円減少し、同額の退職給付引当金が増加している。

- ・ 電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前年度において、以下の修正を行っている。

### 貸借対照表

無形固定資産が 42 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

### 資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が 42 百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ③ 港湾整備特別会計は、港湾事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当該会計で整備する公共用財産（岸壁、防波堤等）は、完成後一般会計の財産に帰属することとなる。

したがって当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍の公共用財産のみ貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて下記のとおりである。

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度原価償却額	本年度末残高
施設	4,687,565	123,106	12	133,354	4,677,305
用地	246,349	5,128	152	0	251,325
公共用財産	4,933,914	128,234	164	133,354	4,928,630

なお、財産額は耐用年数分の港湾関係事業費を累計し、定額法により減価償却を行って計算している。

港湾整備特別会計 附属明細書 (貸借対照表)  
 本会計年度 (平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合 算
<資産の部>				
現金・預金	34,442	1,217	-	35,660
たな卸資産	28,085	1,489	-	29,575
未収金	3,106	198	-	3,304
前払費用	3	0	-	3
貸付金	70,548	-	-	70,548
貸倒引当金	△ 1	-	-	△ 1
有形固定資産	190,215	696	-	190,911
国有財産 (公共用財産を除く)	111,539	212	-	111,751
土地	48,963	-	-	48,963
立木竹	35	-	-	35
建物	14,940	103	-	15,044
工作物	30,224	97	-	30,322
船舶	17,375	11	-	17,386
公共用財産	69,998	453	-	70,452
建設仮勘定	69,998	453	-	70,452
物品	8,677	29	-	8,707
無形固定資産	2,267	0	-	2,267
出資金	469	-	-	469
資産合計	329,138	3,602	-	332,740
<負債の部>				
未払金	2,952	-	-	2,952
保管金等	54	-	-	54
前受金	388	-	-	388
賞与引当金	1,041	-	-	1,041
他会計繰戻未済金	11,249	-	-	11,249
退職給付引当金	34,347	-	-	34,347
負債合計	50,032	-	-	50,032
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	279,105	3,602	-	282,708
資産・負債差額合計	279,105	3,602	-	282,708
負債及び資産・負債差額合計	329,138	3,602	-	332,740



港湾整備特別会計 附属明細書 (業務費用計算書)

本会計年度 (自：平成18年4月1日 至：平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	14,583	-	-	14,583
賞与引当金繰入額	1,041	-	-	1,041
退職給付引当金繰入額	2,298	-	-	2,298
受託事業費	7,111	-	-	7,111
補助金等	77,769	-	-	77,769
一般会計への繰入	45	-	-	45
港湾整備勘定への繰入	-	753	△ 753	-
庁費等	3,476	11	-	3,487
その他の経費	1,481	-	-	1,481
減価償却費	9,699	31	-	9,731
貸倒引当金繰入額	△ 0	-	-	△ 0
資産処分損益	1,182	58	-	1,240
本年度業務費用合計	118,689	854	△ 753	118,790

港湾整備特別会計 附属明細書 (資産・負債差額増減計算書)

本会計年度 (自：平成18年4月1日 至：平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合算
前年末資産・負債増差額	296,753	6,541	-	303,294
本年度業務費用合計	△ 118,689	△ 854	753	△ 118,790
財源	332,300	6,720	△ 753	338,266
自己収入	74,065	4,745	-	78,811
港湾管理者工事費負担金収入	64,874	1,219	-	66,093
受益者工事費負担金収入	-	3,522	-	3,522
受託工事納付金収入	6,617	-	-	6,617
その他の財源	2,573	4	-	2,577
他会計(勘定)からの受入	258,234	1,974	△ 753	259,455
一般会計からの受入	256,335	1,974	-	258,309
空港整備特別会計からの受入	1,145	-	-	1,145
特定港湾施設工事勘定からの受入	753	-	△ 753	-
無償所管換等	△ 231,194	△ 8,803	-	△ 239,997
資産評価差額	△ 64	-	-	△ 64
本年度末資産・負債差額	279,105	3,602	-	282,708

港湾整備特別会計 附属明細書 (区分別収支計算書)  
 本会計年度 (自:平成18年4月1日 至:平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	港湾整備勘定	特定港湾 施設工事勘定	相殺消去	合算合計
港湾管理者工事費負担金収入	64,874	1,219	-	66,093
受益者工事費負担金収入	-	3,522	-	3,522
受託工事納付金収入	7,053	-	-	7,053
資産売却収入	509	-	-	509
貸付金の回収による収入	10,133	-	-	10,133
その他の収入	2,507	4	-	2,511
一般会計からの受入	256,335	1,974	-	258,309
空港整備特別会計からの受入	1,145	-	-	1,145
特定港湾施設工事勘定からの受入	753	-	△ 753	-
前年度剰余金受入	23,674	407	-	24,082
財源合計	366,988	7,128	△ 753	373,362
人件費	△ 18,901	-	-	△ 18,901
受託事業費支出	△ 7,111	-	-	△ 7,111
補助金等	△ 82,248	-	-	△ 82,248
港湾整備勘定への繰入	-	△ 753	753	-
一般会計への繰入	△ 45	-	-	△ 45
産業投資特別会計への繰入	△ 5,216	-	-	△ 5,216
貸付けによる支出	△ 2,213	-	-	△ 2,213
庁費等の支出	△ 6,673	△ 13	-	△ 6,687
その他の支出	△ 501	-	-	△ 501
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 122,913	△ 767	753	△ 122,926
港湾施設整備支出	△ 201,230	△ 5,121	-	△ 206,352
土地に係る支出	△ 312	-	-	△ 312
建物等に係る支出	△ 8,143	△ 21	-	△ 8,165
施設整備支出合計	△ 209,686	△ 5,143	-	△ 214,829
業務支出合計	△ 332,600	△ 5,910	753	△ 337,756
業務収支	34,388	1,217	-	35,606
本年度収支	34,388	1,217	-	35,606
翌年度歳入繰入	34,388	1,217	-	35,606
その他歳計外現金・預金本年度末残高	54	-	-	54
本年度末現金・預金残高	34,442	1,217	-	35,660

## 参考情報

### 機会費用

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりです。

なお算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっております。

11,249百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.650%=185百万円

